

発議案第7号

「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」の沿岸南部地区における
大船渡東高等学校食物文化科の募集停止に関する意見書について
標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大船渡市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和7年9月25日

提 出 者 大船渡市議会議員 佐 藤 優 子

賛 成 者 大船渡市議会議員 熊 谷 昭 浩

賛 成 者 大船渡市議会議員 森 亨

賛 成 者 大船渡市議会議員 遠 藤 章

賛 成 者 大船渡市議会議員 船 砥 英 久

賛 成 者 大船渡市議会議員 滝 田 松 男

大船渡市議会議長 伊 藤 力 也 様

提案理由

岩手県の「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」において、令和10年度から大船渡東高等学校食物文化科及び高田高等学校海洋システム科の募集停止が示された。

これらの学科は、食・水産業を担う人材育成に直結し、地域経済を支えるとともに、地域の誇りや魅力を次世代に継承してきた。その廃止は地域産業や担い手育成に深刻な影響を及ぼすため、存続は不可欠である。よって、岩手県知事及び岩手県教育委員会に対し、本意見書を提出しようとするものです。

「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」の沿岸南部地区における
大船渡東高等学校食物文化科の募集停止に関する意見書について

岩手県教育委員会が発表した「第3期県立高等学校再編計画（当初案）」において、気仙地域では令和10年度に大船渡東高等学校食物文化科及び高田高等学校海洋システム科を募集停止とする方向性が示されています。

しかしながら、これらの学科は、気仙地域の基幹産業と密接に結びつき、食産業や水産業の次世代を支える人材の育成に直結してきました。特に大船渡東高等学校食物文化科は、調理師資格の取得を目指す専門的な学びを通じて多くの卒業生を地域へ送り出してきたほか、地域団体や企業と連携し、地元食材を活かした商品開発など実践的な学びを展開し、地域資源の活用と魅力発信に大きく寄与してきました。

こうした学科の存在は、単に進学・就職の教育にとどまらず、地域経済を支え、地域の誇りや魅力を次世代に継承する役割を担っています。そのため、学科の削減は子どもたちの進路選択の幅を狭め、教育機会の縮小を招くとともに、地域産業の振興や担い手育成、さらには地域の存続にも深刻かつ長期的な影響を与えることが強く懸念されます。

また、生徒数減少が続くなかでも、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定められた1学級40名の定員規定は依然として大きな制約となっており、地方における多様な学びや少人数教育の実現を困難にし、地域の実情に応じた柔軟な教育体制の構築を妨げています。

地域住民や商工業関係者からも「地域に必要な学科」との強い存続要望が寄せられており、反対の声が広がっています。こうした地域の切実な声を十分に受け止め、慎重な議論と見直しが必要であります。

よって、大船渡市議会は、県立高等学校再編において地域の声を十分に尊重し、以下の事項について強く要望いたします。

記

- 1 大船渡東高等学校食物文化科、高田高等学校海洋システム科の募集停止における地域産業・人材育成への影響を十分に考慮し、計画を再検討すること。
- 2 大船渡東高等学校における食物文化科の存続にあたっては、調理師養成の機能を残すこと。
- 3 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定に基づく学級40名について、少人数学級の導入とそれに伴う教職員の配置に係る経費負担について、更に国に対し要望を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和7年9月25日

大船渡市議会

意見書提出先

1 岩手県知事

2 岩手県教育委員会